

件名	亀山市情報公開条例の一部を改正する条例	企画総務部 総務法制室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）の改正規定の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>法律において規定する「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「行政執行法人」として規定されたことから、条例で引用する当該法人の規定を改めます。 &lt; 第7条関係 &gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

亀山市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 3 号

亀山市情報公開条例の一部を改正する条例

亀山市情報公開条例（平成 17 年亀山市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。